

磐田市企業採用紹介動画制作事業補助金 Q & A

～よくある質問～

磐田市企業採用紹介動画制作事業補助金について

Q 「常時使用する従業員の数 300 人以下であること」とは？

A 申請する法人単位で常勤する従業員数が 300 人（卸売業・サービス業は 100 人、小売業は 50 人）以下の中小企業事業者または個人事業主を指します。
ただし、パート・派遣社員は含みますが、季節労働者は除きます。

★中小企業について

業 種	中小企業者	
	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

※「資本金額又は出資総額」、「常時使用する従業員数」のいずれかを満たせば
中小企業事業者に該当します。

Q 申請は誰がするのか？

A 磐田市企業採用紹介動画制作事業補助金の申請者は、対象となる中小企業事業主、個人事業主または医療法人、社会福祉法人の代表者となります。

Q 申請の流れについて？

A ①動画制作前に交付申請書を市へ提出

②内容を審査し交付決定通知書を送付しますので受理後、動画制作に着手

③動画が完成し貴社で納品、制作会社に費用支払い後、完了報告書を市へ提出

（提出期限:完了後 8 日以内又は令和 4 年 2 月 28 日のいずれか早い日まで）

④内容を審査し交付確定通知書を送付しますので受領後、請求書を市へ提出

⑤市から補助金を指定口座に支払い

申請書類について

Q 市税の滞納がないことを確認できる書類とは？

A 納期限が到来した市税を完納しているかを確認します。申請事業者（個人事業主の場合は申請者個人）名義の市税完納証明書を添付してください。
申請の際、お手数ですが市税課（磐田市役所本庁舎1階）にて取得していただくようお願いいたします。

Q 中小企業事業者であることを確認できる書類とは？

A 業種、資本金、従業員数が確認できる書類（貴社様式可）を添付してください。

例：法人市民税の申告書の写し、ホームページ等に掲載の会社概要の写しなど
なお、申請者が個人事業主の場合は、確定申告書控えの写し等で個人事業主であることが確認できる書類を添付してください。

Q 申請時に動画制作の見積書は必要か？

A 支出明細の内容が確認できるため、できる限り見積書等の写しの添付をお願いいたします。

補助の対象となる動画の要件について

Q 採用を目的とするものとは？

A 単に企業の業務内容紹介だけでなく、採用に関する情報や求める人材、若手社員のメッセージ等が含まれているものです。

Q 正社員の採用ではなく、パートやアルバイトの採用を目的としたものでもよいか？

A パートやアルバイトのみの採用を目的としたものは補助金の対象とはなりません。

Q 短時間で視聴できるような構成とはどのくらいの時間のものか？

A 概ね5分程度のものです。

Q 交付決定前に作成した企業紹介動画はこの補助金の対象となるのか？

A 補助金の対象とはなりません。

Q 磐田市就活専用サイトとはどのようなサイトですか？

A 磐田市内にある事業所の企業情報や採用情報等を掲載できるほか、サイト上に登録された学生・求職者をスカウトできる機能を搭載したサイトです。

詳細は、以下 URL をご参照ください。

<https://iwata-de.com/>

補助の対象経費について

Q 撮影、編集機材等に係るレンタル料とは？

A 自社で動画を制作する場合に使うカメラや編集機器をその目的のために借受ける場合のレンタル料金です。それ以外の目的でも使用する場合は対象となりません。

Q 動画撮影とホームページ作成等をセットとしたプランを用意することは可能か？

A ホームページ作成等とのセットプランでも構いませんが、補助対象経費は動画作成関連のみとなりますので、対象経費がわかるように申請してください。

補助の交付額について

Q 委託料やレンタル料に係る消費税も補助対象となるのか？

A 委託料やレンタル料に係る消費税は補助対象とはなりません。収支予算書(様式第3号)に記載する場合は、記入例を参考に支出の内消費税分がわかるように記載してください。

例 費用が 209,000 円で内消費税分が 19,000 円の場合、補助対象額は 190,000 円で補助額はその 1/2 の 95,000 円となります。

補助金の変更申請について

Q 申請時から少しでも内容を変更した場合は補助金の変更申請が必要となるのか？

A 内容等の変更により変更後の補助対象経費が申請時の経費を上回る又は下回る場合には変更申請が必要となります。不明な点は担当課までお問合せ下さい。

補助金の完了報告について

Q 完了報告書はいつまでに提出しなければいけないのか？

A 動画制作が完了した日から8日以内又は令和4年2月28日のいずれか早い日までに提出が必要です。

Q 完了した日とは？

A 動画の成果品を貴社で受領し、経費に係る支払いが済んだ日です。

Q 企業紹介動画の成果品はどのように提出するのか？

A 動画データを記録したDVD等を提出してください。

Q 令和4年2月28日までに補助対象事業を完成させる必要があるが、動画作成とホームページ作成をセットとしたプランの取扱いはどうなるのか？

A 動画作成は2月28日までに完了させる必要がありますが、ホームページの部分については、2月28日以降の完了になっても差し障りありません。

補助金の請求手続きについて

Q 補助金の請求手続きはいつからできるのか？

A 動画制作後に完了報告書等を提出いただき、受領後審査を行います。内容が適正であると認められれば、交付額確定通知書を送付します。交付額確定通知書が届きましたら、8日以内又は令和4年3月15日のいずれか早い日までに、通帳の写し等を添付して同封した請求書を提出してください。

その他

Q 作成した動画の著作権の取扱いはどうなるのか？

A 磐田市は動画の提供を受けますが、著作権に関する権利については磐田市に帰属することはありません。